

バルク特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書

1. 変更の理由

2. バルク特定供給設備の設置先名称及び所在地

設置先名称

所在地

3. 変更の内容

変更前 特定供給設備の貯蔵能力：

変更後 特定供給設備の貯蔵能力：

4. バルク特定供給設備の概要

No.	設備内容	規格及び仕様	設置数	備考
1	トン型バルク貯槽	内容積 リットル	基	
2	電熱温水加熱式気化装置	kg/h	基	
3	圧力調整器	1次側 kg/h " kg/h 2次側 kg/h	個 個 個	気化装置出口に設置 貯槽気相ラインに設置 供給圧力に減圧用
4	ガス漏れ検知警報設備	2点式	式	貯槽のプロテクター内及び 気化装置横に設置
5	付帯配管設備	-----	式	

5. 貯蔵能力

貯蔵能力の計算

$$W = 0.85 w V$$

W：貯蔵能力 (kg)

w：常用の温度における液化石油ガスの比重 (40℃)
(プロパン98% ブタン2%)

V：バルク貯槽の内容積 リットル

W=

6. バルク特定供給設備の技術上の基準に対応する事項

(液化石油ガス法施行規則第54条各号)

※号数の網掛け部分は、施行規則第18条、第19条の引用部分を示す。

号	対 応 事 項												
第1号	バルク容器の基準……バルク容器は設置しない。												
第2号	バルク貯槽の基準												
第2号	<p>イ バルク貯槽の基準適合性 高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める「特定設備検査合格証」を有するものを設置する。 (注) 特定設備基準適合証の場合は次の記載とする。 高圧ガス保安法第56条の6の14第2項で定める「特定設備基準適合証」を有するものを設置する。</p> <p>ロ 設備距離 (1) 設備距離 貯蔵能力 _____ kg(バルク貯槽) × _____ (基) = _____ kg</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>設備距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種保安物件</td> <td>m (0m)</td> <td>m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2種保安物件</td> <td>m (0m)</td> <td>m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 設備距離の () 内は障壁設置時の距離を示す。 (2) 設備距離の不足に対する障壁の必要性 有・無 ① 材料 _____ ② 寸法 (高さ) _____ cm (厚さ) _____ cm ③ 配筋 _____ mm, _____ mm 鉄筋 間隔 (縦) _____ cm (横) _____ cm (3) 地盤面下に埋設の必要性 有・無</p> <p>ハ 火気取扱施設距離等 (1) 火気取扱施設の種類 _____ (2) 火気取扱施設距離 _____ m (3) 火気取扱施設距離が5m以上ない場合の障壁……有・無 ① 材料 _____ (注) 3トン以上の場合8m ② 高さ _____ m ③ 迂回水平距離 _____ m</p> <p>ニ 消火器 (1) 型式 _____ 20型 (A5B12C) 6 kg (2) 個数 _____ 個 (3) 設置場所 バルク貯槽横の収納ボックス内に設置する。</p> <p>ホ 規則第19条第3号ハ及び第4号から第6号に対応する事項</p>	保安物件	設備距離	実測距離	対象物件	第1種保安物件	m (0m)	m		第2種保安物件	m (0m)	m	
保安物件	設備距離	実測距離	対象物件										
第1種保安物件	m (0m)	m											
第2種保安物件	m (0m)	m											

号	対 応 事 項
第19条 第3号	<p>ハ バルク貯槽は、次の基準に適合するものを設置する。</p> <p>(1) 安全弁 バネ式安全弁を設置する。</p> <p>(2) 液面計 フロート式液面計を設置する。 液面計には85%表示を朱書 液面は常時電話回線によりガス供給者で監視</p>
第19条 第3号	<p>(3) 過充てん防止装置 液受入口に過充てん防止装置を設置する。(最高液面85%)</p> <p>(4) カップリング用液流出防止装置付き液取入弁 セーフティカップリングを取り付けた液取入弁を設置する。</p> <p>(5) ガス放出防止器付きガス取出弁 ガス放出防止器を取り付けたガス取出弁を設置する。</p> <p>(6) ガス放出防止器付き液取出弁 ガス放出防止器を取り付けた液取出弁を設置する。</p> <p>(7) 均圧弁用カップリング 均圧弁にセーフティカップリングを設置する。</p> <p>(8) プロテクター (1)～(7)の機器を保護するためプロテクターを設置する。</p> <p>(9) LPガス、火気厳禁の表示 バルク貯槽の外部から見やすい箇所に「LPガス」「火気厳禁」と朱書する。</p> <p>(10) 緊急連絡先の表示 バルク貯槽の外部から見やすい箇所に緊急連絡先を表示する。 緊急連絡先 _____ 電話番号 _____</p> <p>(11) 腐食防止措置 _____</p> <p>(12) 転倒防止等措置 _____</p>
第4号	<p>漏えい試験 バルク貯槽は、ガスの漏えいがないものを設置する。</p>
第5号	<p>ガス漏れ検知器 バルク貯槽のプロテクター内にガス漏れ検知器を設置し、電話回線で常時監視するシステムと接続する。</p>
第6号	<p>バルク貯槽と調整器の間の再液化防止措置 気化装置を使用するため該当しない。</p>
第2号	<p>へ 規則第19条第3号ニ(1)～(5)の基準に対応する事項</p>
第19条 第3号	<p>ニ 地盤面上に設置するバルク貯槽は、次の基準に適合するものとする。</p> <p>(1) バルク貯槽の基礎 基礎は、平坦なコンクリート盤とし、水平、かつ、地盤面から5cm以上高くする。</p>

号	対 応 事 項
第19条 第3号	(2) 車両接触防止措置 バルク貯槽の周囲は、ガードレール(鉄板)で囲み、車両の接触を防止する。 (3) バルク貯槽の固定 バルク貯槽のサドルは、アンカーボルトで基礎と固定する。 (4) バルク貯槽の接地 バルク貯槽は、大地と電氣的に接続する。
第3号	(5) 安全弁の放出管 バルク貯槽の安全弁の放出管は、貯槽頂部から10cm以上の高さで、開口部は上向きとし、先端にレインキャップを取り付ける。
第2号	ト 地盤面下に埋設するバルク貯槽……該当しない。 チ 貯蔵能力が3,000kg以上のバルク貯槽……該当しない。
第3号	第18条第4号から第7号まで、第10号及び第19号から第21号に対応する事項
第18条 第4号	バルク貯槽、気化装置、調整器等の選定 一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適応する数量の液化石油ガスを供給しうるものを設置する。 別紙にバルク貯槽、気化装置、調整器及びガスメータの選定根拠を記載
第5号	腐食、割れ等の欠陥 バルブ、受入・払出配管及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。
第6号	腐食防止措置 バルブ、受入・払出配管及び供給管には、腐食を防止する措置を講ずる。
第7号	使用材料 バルブ、受入・払出配管及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものを使用する。
第10号	漏えい試験 バルブ、受入・払出配管及び供給管は、漏えい試験に合格するものを使用する。
第19号	気化装置に関する基準
	イ 腐食、割れ等の欠陥 使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用する。 ロ 耐圧試験 _____ MPa ハ 加熱方式 _____ 式 ニ 液流出防止方式 _____ ホ 温水部の凍結防止措置 _____ 寒冷地でないため該当しない。 ※ 気化装置のメーカー、型式等 (1) メーカー _____ (2) 型式 _____ (3) 処理能力 _____ kg/h

号	対 応 事 項
第20号	<p>調整器に関する基準</p> <p>イ 腐食、割れ等の欠陥、液化石油ガスへの適合性 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものを使用する。</p> <p>ロ 耐圧試験、気密試験 次の耐圧試験、気密試験に合格するものを使用する。 (1) 2段式減圧用2次側のものを除く調整器 耐圧試験 2.6MPa以上 気密試験 1.56MPa以上 (2) 2段式減圧用2次側の調整器 耐圧試験 0.8MPa以上 気密試験 0.15MPa以上</p> <p>ハ 調整圧力、閉そく圧力（2段式減圧用1次側のものを除く。） 次の調整圧力、閉そく圧力のものを使用する。 (1) 生活用の調整器 調整圧力 2.3kPa以上3.3kPa以下 閉そく圧力 3.5kPa以下 (2) 生活用以外の調整器 調整圧力、閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを使用する。</p> <p>※ 調整器の種類、メーカー、型式等 (1) 種類 _____ (2) メーカー _____ (3) 型式 <u>1次側（気化装置出口）</u> _____ <u>2次側</u> _____ <u>1次側（貯槽気相ライン）</u> _____ (4) 容量 <u>1次側（気化装置出口）</u> _____ kg/h 個 <u>2次側</u> _____ kg/h 個</p>
第21号	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置・・・地下室等に供給しない。
第22号	ハ 対震自動ガス遮断器 器具省令別表第三の技術上の基準に適合するものを設置する。
第4号	<p>供給管に関する基準</p> <p>イ 高圧部の耐圧試験 バルク貯槽と調整器（2段式減圧用2次側のものを除く。）の間に設置される管は、2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。</p> <p>ロ 中圧部の耐圧試験 2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用する。</p>

